

重要事項説明書

医療法人 弘善会

あろんていあ・はうす住之江

重要事項説明書

記入年月日	令和7年7月1日
記入者名	荻野 淳
所属・職名	施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) いりょうほうじん こうぜんかい 医療法人 弘善会	
主たる事務所の所在地	〒537-0011 大阪市東成区東今里二丁目12番13号	
連絡先	電話番号／FAX番号	06-6978-2307／06-6978-2308
	メールアドレス	
	ホームページアドレス	http:// www.kouzenkai.or.jp/
代表者（職名／氏名）	理事長 / 矢木 崇善	
設立年月日	平成2年12月20日	
主な実施事業	※別添1（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）	

2 有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名称	(ふりがな) あろんていあ・はうすすみのえ あろんていあ・はうす住之江	
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	
有料老人ホームの類型	介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）	
所在地	〒559-0003 大阪市住之江区安立一丁目4番4号	
主な利用交通手段	阪堺電気軌道 細井川 徒歩 3分 南海電鉄本線 住ノ江駅、住吉大社駅 徒歩5分	
連絡先	電話番号	06-4701-9565
	FAX番号	06-4701-9566
	メールアドレス	
	ホームページアドレス	http:// www.kouzenkai.or.jp/
管理者（職名／氏名）	施設長 荻野 淳	
有料老人ホーム事業開始日	平成28年5月1日	
（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定	なし	
指定年月日	平成28年5月1日 令和4年5月1日更新（令和4年5月1日～令和10年4月30日）	
事業者番号	2795900170	

3 建物概要

土地	権利形態	所有権	抵当権	あり	契約の自動更新				
	賃貸借契約の期間		～						
	面積	690.6 m ²							
建物	権利形態	所有権	抵当権	あり	契約の自動更新				
	賃貸借契約の期間		～						
	延床面積	1,141,270.0	m ² （うち有料老人ホーム部分			1,009,340.0	m ² ）		
	竣工日	昭和	20年10月16日			用途区分			
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：					
	構造	鉄筋コンクリート造		その他の場合：					
	階数	5 階		（地上		5 階、地階	階）		
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性								
居室の状況	総戸数	21 戸		届出又は登録（指定）をした室数			（ 21室 ）		
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考（部屋タイプ、相部屋の定員数等）
	介護居室個室	○	○	×	×	○	19.95～21.35	21	個室
共用施設	共用トイレ	4 ケ所		うち男女別の対応が可能なトイレ			0 ケ所		
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ			1 ケ所		
	共用浴室	個室	1 ケ所			ヶ所			
	共用浴室における介護浴槽	機械浴	1 ケ所			ヶ所		その他：	
	食堂	1 ケ所		面積	44.9 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備	なし	
	機能訓練室	1 ケ所		面積	16.0 m ²				
	エレベーター	あり（ストレッチャー対応）				1 ケ所			
	廊下	中廊下	13.8 m		片廊下	m			
	汚物処理室	1 ケ所							
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	なし	浴室	あり	脱衣室	あり
		通報先	1階事務所			通報先から居室までの到着予定時間			
	その他								
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備		あり	火災通報設備		あり	
	スプリンクラー	あり	なしの場合（改善予定時期）						
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数		2 回	

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		1. 入居者及び家族の身体的、精神的介護負担の軽減を図るとともに、要介護者が自立した生活を営めるように支援します。 2. 家庭的な雰囲気大切に、その人らしく自ら出来ることをしていただくよう入居者の自主性を尊重いたします。 3. 入居者が健康で心豊かに生活できるよう安らぎと活力の場を提供し、衣・食・住を支えていきます。
サービスの提供内容に関する特色		入居者の個別ニーズにも合わせた質の高いサービスを提供。季節感を感じていただくために毎月イベントを開催。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施・委託	SOMP0ケアフーズ株式会社
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		主に生活相談員、計画作成担当者が相談窓口として対応
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	医療法人 弘善会 矢木クリニック
	提供方法	3ヶ月に1回程度定期検査の実施
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供する入居者の個別選択によるサービス一覧表）
虐待防止		1. 事業所は入居者の人権の擁護・虐待の防止等の為次の措置を講ずるものとする。 (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施 (2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備 (3) その他虐待防止のために必要な措置 2. 事業所はサービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
身体的拘束		入居者の生命または身体を保護するため、切迫性・非代償性・一時性の3つの要件全てを満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為を行わないこととする。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人またはご家族に十分説明を行い、その態様および時間、その際入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、ご家族等の要求がある場合および行政機関などの指示などがある場合には、開示するものとする。

(介護サービスの内容)

地域密着型特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		計画作成担当者が入居者並びに家族のニーズに合わせてケアプランを作成。総合的な支援の方針や具体的目標の設定、定期的に評価、見直しを行う。	
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	あり	
	入浴の提供及び介助	あり	
	排泄介助	あり	
	更衣介助	あり	
	移動・移乗介助	あり	
	服薬介助	あり	
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	あり	
	レクリエーションを通じた訓練	あり	
	器具等を使用した訓練	あり	
その他	創作活動など	あり	
	健康管理	あり	
施設の利用に当たっての留意事項		入居者は、居室及び共用施設並びに敷地等の利用方法に等に関し、その本来の用途に従って利用するものとする。	
その他運営に関する重要事項		なし	
短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護の提供		あり	
地域密着型特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算		なし
	夜間看護体制加算		あり
	協力医療機関連携加算※1		あり
	看取り介護加算		あり
	認知症専門ケア加算		なし
	サービス提供体制強化加算		あり
	介護職員等処遇改善加算		あり
	入居継続支援加算		なし
	生活機能向上連携加算		あり
	若年性認知症入居者受入加算		なし
	口腔・栄養スクリーニング加算		なし
	口腔衛生管理体制加算 ※2		なし
	退院・退所時連携加算		あり
	退居時情報提供加算		なし
	A D L維持等加算		なし
	科学的介護推進体制加算		あり
	高齢者施設等感染対策向上加算		あり
	新興感染症等施設療養費□		なし
	生産性向上推進体制加算		あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施		なし	(介護・看護職員の配置率) 3 : 1 以上

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助		
	その他の場合：		
協力医療機関	名称	医療法人 弘善会 矢木クリニック	
	住所	大阪市住之江区浜口東3-11-8南海住之江ユーリプラザ1階	
	診療科目	脳神経外科 総合診療科 小児科 内科 整形外科	
	協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	あり
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	あり
	名称	医療法人 弘善会 矢木脳神経外科病院	
	住所	大阪市東成区東今里二丁目12番13号	
	診療科目	脳神経外科 整形外科 総合診療科	
新興感染症発生時に連携する医療機関	名称	医療法人 弘善会 矢木クリニック	
		大阪市住之江区浜口東3-11-8南海住之江ユーリプラザ1階	
協力歯科医療機関	名称	ヨシエ総合歯科医院	
	住所	大阪市西区北堀江2丁目2-28グラントピア西大橋 1 F	

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合				
		その他の場合		
判断基準の内容				
手続の内容				
追加的費用の有無			追加費用	
居室利用権の取扱い				
前払金償却の調整の有無			調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減		変更の内容	
	便所の変更		変更の内容	
	浴室の変更		変更の内容	
	洗面所の変更		変更の内容	
	台所の変更		変更の内容	
	その他の変更		変更の内容	

（入居に関する要件）

入居対象となる者	要介護		
留意事項	介護保険の要介護認定1以上		
契約の解除の内容	1. 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき 2. 家賃を2ヶ月以上滞納したとき 3. 月払いの利用料その他の支払を正当な理由なく2ヶ月以上滞納するとき 4. 月払いの利用料その他の支払を正当な理由なくしばしば滞納するとき 5. 本契約第14条の規定に違反したとき 6. 入居者及び入居者の関係者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは職員もしくは他の入居者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、精神的暴力もしくはセクシュアルハラスメント行為をしたとき		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	第23条	
	解約予告期間	60日（但し、第23条六号の場合は除く）	
入居者からの解約予告期間	1 ヶ月		
体験入居	あり	内容	自費対応で最長1週間まで
入居定員	21 人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数（実人数）			兼務している職種名及び 人数
	合計			
		常勤	非常勤	
管理者	1	1		介護職員と兼務
生活相談員	1	1		
直接処遇職員				
介護職員	9	5	4	
看護職員	2	1	1	機能訓練指導員と兼務　1名
機能訓練指導員	1		1	看護職員と兼務
計画作成担当者	1		1	介護職員と兼務
栄養士	0			
調理員	2		2	
事務員	1		1	
その他職員	0			

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
		常勤	非常勤	
介護福祉士	6	4	2	
介護福祉士実務者研修修了者	1	0	1	
介護職員初任者研修修了者	2	0	2	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	2	1	1
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (20時～ 9時)			
	平均人数		最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員		人	人
介護職員	1	人	1 人
生活相談員		人	人
		人	人

(地域密着型特定施設入居者生活介護等の提供体制)

地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率		3 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)		20 : 11.3
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)	ホームの職員数	人	
	訪問介護事業所の名称		
	訪問看護事業所の名称		
	通所介護事業所の名称		

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務				あり					
		業務に係る資格等		あり	資格等の名称		介護福祉士				
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		0	0	2	0	0	0	0	1	0	0
前年度1年間の退職者数		0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満		1		1				1		
	1年以上3年未満			1							
	3年以上5年未満	1				1					1
	5年以上10年未満			3	4						
	10年以上										
備考											
従業者の健康診断の実施状況				あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式	
利用料金の支払い方式	月払い方式	
	選択方式の内容	
	※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	なし	
	内容：	
利用料金の改定	条件	
	手続き	

(代表的な利用料金のプラン)

			プラン 1	プラン 2
入居者の状況	要介護度		要介護3	
	年齢		85歳	
居室の状況	部屋タイプ		介護居室個室	
	床面積		19.95㎡	
	トイレ		あり	
	洗面		あり	
	浴室		なし	
	台所		なし	
	収納		あり	
入居時点で必要な費用			100,000円	
月額費用の合計			130,070円	
家賃				
サービス費用	介護保険外	地域密着型特定施設入居者生活介護※の費用	27,132円	
		食費	45,270円	
		管理費	38,000円	
		状況把握及び生活相談サービス費		
		電気代	電気メーターで居室ごとに計測	
		寝具リース代	1,800円	
備考	介護保険費用 1 割から 3 割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添 3 及び 4 のとおりです。			

（利用料金の算定根拠等）

家賃	48,000円		
敷金	家賃の	約2 ヶ月分	
	解約時の対応	必要な費用を除いて返金	
前払金			
食費	1,509（朝・昼・夕）×30日		
管理費	38,000円		
状況把握及び生活相談サービス費			
電気代	電気メーターで居室ごとに計測		
介護保険外費用			
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2		
その他のサービス利用料			

（地域密着型特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

地域密着型特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
地域密着型特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

（前払金の受領） ※前払金を受領していない場合は省略

算定根拠		
想定居住期間（償却年月数）		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	6 5 歳未満	0 人
	6 5 歳以上 7 5 歳未満	0 人
	7 5 歳以上 8 5 歳未満	3 人
	8 5 歳以上	15 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援 1	0 人
	要支援 2	0 人
	要介護 1	2 人
	要介護 2	2 人
	要介護 3	7 人
	要介護 4	4 人
	要介護 5	3 人
入居期間別	6 か月未満	1 人
	6 か月以上 1 年未満	3 人
	1 年以上 5 年未満	5 人
	5 年以上 1 0 年未満	9 人
	1 0 年以上	0 人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0 人 / 0 人
入居者数		18 人

(入居者の属性)

性別	男性	3 人		女性	15 人	
男女比率	男性	16.7 %		女性	83.3 %	
入居率	86%		平均年齢	85.3 歳		平均介護度 3.16

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0 人
	社会福祉施設	2 人
	医療機関	1 人
	死亡者	5 人
	その他	0 人
生前解約の状況	施設側の申し出	3 人
		(解約事由の例) 常時痰吸引が必要な状態、認知症進行のため
	入居者側の申し出	人
		(解約事由の例)

8 苦情・事故等に関する体制

（利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況）

窓口の名称（設置者）		医療法人 弘善会 事務局
電話番号 / F A X		06-6682-6177 /
対応している時間	平日	9：00-17：00
	土曜	
	日曜・祝日	休み
定休日		
窓口の名称（所在区介護保険担当）		大阪市福祉局 高齢者施策部介護保険課 指定指導グループ
電話番号 / F A X		06-6241-6310 / 06-6241-6608
対応している時間	平日	9：00-17：30
定休日		土・日・国民の祝日に関する法律に規定する休日、および12/29、30、31、1/1、2、3
窓口の名称 （大阪府国民健康保険団体連合会）		大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課
電話番号 / F A X		06-6949-5418 / 06-6241-6609
対応している時間	平日	9：00-17：30
定休日		土・日・国民の祝日に関する法律に規定する休日、および12/29、30、31、1/1、2、3
窓口の名称（大阪市有料老人ホーム指導担当）		大阪市福祉局 高齢者施策部介護保険課 指定指導グループ
電話番号 / F A X		06-6241-6310 / 06-6241-6608
対応している時間	平日	9：00-17：30
定休日		土・日・国民の祝日に関する法律に規定する休日、および12/29、30、31、1/1、2、3
窓口の名称（虐待の場合）		大阪市福祉局 高齢者施策部介護保険課 指定指導グループ
電話番号 / F A X		06-6241-6310 / 06-6241-6608
対応している時間	平日	9：00-17：30
定休日		土・日・国民の祝日に関する法律に規定する休日、および12/29、30、31、1/1、2、3
窓口の名称（虐待の場合）		
電話番号 / F A X		/
対応している時間	平日	
定休日		

（サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応）

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	加入内容	施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応		
事故対応及びその予防のための指針		

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		結果の開示		
			開示の方法	
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
			開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合		
		開催頻度	年 6 回	
		構成員	施設長 計画作成者 生活相談員 町会長 入居者 入居者家族 地域包括支援センター	
		なしの場合の代替措置の内容		
高齢者虐待防止のための取り組みの状況	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催		あり	
	指針の整備		あり	
	研修の定期的な実施		あり	
	担当者の配置		あり	
身体拘束等廃止のための取組の状況	身体拘束適正化委員会の開催		あり	
	指針の整備		あり	
	研修の実施		あり	
	緊急やむを得ない場合に行う身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体拘束等）		なし	
	身体拘束等を行う場合の態様および時間、入居者の状況並びに救急やむを得ない場合の理由の記録		なし	
業務継続計画の策定状況	感染症に関する業務継続計画（BCP）		あり	
	災害に関する業務継続計画（BCP）		あり	
	従業者に対する周知の実施		あり	
	定期的な研修の実施		あり	
	定期的な訓練の実施		あり	
	定期的な見直し		あり	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名		
個人情報の保護	秘密保持、個人情報の利用規約に関する同意書			
緊急時等における対応方法	救急要請、主治医に連絡、家族に連絡等			
大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱等に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容		
大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし			
合致しない事項がある場合の内容				
「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	適合している			
	代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明				
上記項目以外で合致しない事項	なし			
合致しない事項の内容				
代替措置等の内容				
不適合事項がある場合の入居者への説明				

添付書類：別添 1（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）
別添 2（入居者の個別選択によるサービス一覧表）
別添 3（介護保険自己負担額（地域密着型特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表））
別添 4（加算の概要）

上記の重要事項の内容、並びに介護サービス等及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）
住 所 _____
氏 名 _____ 様

（入居者代理人）
住 所 _____
氏 名 _____ 様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日	令和	年	月	日
説明者署名	_____			

(別添1)事業者が運営する介護サービス事業一覧表

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	あり	訪問看護ステーション アロンティア住之江	大阪市住之江区安立1丁目4番3号
訪問リハビリテーション	あり	介護老人保健施設 アロンティアクラブ	大阪市住之江区北島2丁目7番32号
居宅療養管理指導	あり	弘善会クリニック	大阪市生野区田島5丁目23番39号
		矢木クリニック	大阪市住之江区浜口東3丁目11番8号 南海住之江ユーリプラザ1階
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	あり	介護老人保健施設 アロンティアクラブ	大阪市住之江区北島2丁目7番32号
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	あり	介護老人保健施設 アロンティアクラブ	大阪市住之江区北島2丁目7番32号
特定施設入居者生活介護	あり	こうぜんかい・ほうす生野	大阪市生野区巽西4丁目5番62号
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	あろんていあ住吉	大阪市住吉区南住吉1丁目4番34号
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	あろんていあ・ほうす住之江	大阪市住之江区安立1丁目4番4号
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援		ケアプランセンターアロンティア	大阪市住之江区安立1丁目4番3号
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	あり	訪問看護ステーション アロンティア住之江	大阪市住之江区安立1丁目4番3号
介護予防訪問リハビリテーション	あり	介護老人保健施設 アロンティアクラブ	大阪市住之江区北島2丁目7番32号
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	介護老人保健施設 アロンティアクラブ	大阪市住之江区北島2丁目7番32号
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	介護老人保健施設 アロンティアクラブ	大阪市住之江区北島2丁目7番32号
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	あり	介護老人保健施設 アロンティアクラブ	大阪市住之江区北島2丁目7番32号
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供する入居者の個別選択によるサービス一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
			料金※（税抜）	
介護サービス	食事介助	あり	介護サービス費に含む	
	排せつ介助・おむつ交換	あり	介護サービス費に含む	
	おむつ代	あり	個人負担による実費	
	入浴（一般浴） 介助・清拭	あり	介護サービス費に含む	
	特浴介助	あり	介護サービス費に含む	
	身辺介助（移動・着替え等）	あり	介護サービス費に含む	
	機能訓練	あり	介護サービス費に含む	
	通院介助	あり	1時間2,000円（協力医療機関以外）	
生活サービス	居室清掃	あり	介護サービス費に含む	
	リネン交換	あり	2週間900円	
	日常の洗濯	あり	介護サービス費に含む	
	居室配膳・下膳	あり	介護サービス費に含む	
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		
	おやつ	あり	個人負担による実費	
	理美容師による理美容サービス	あり	カット 1,650～	
	買い物代行	あり	介護サービス費に含む	
	役所手続代行	あり	介護サービス費に含む	
	金銭・貯金管理	なし		
健康管理サービス	定期健康診断	あり	介護サービス費に含む	
	健康相談	あり	介護サービス費に含む	
	生活指導・栄養指導	あり	介護サービス費に含む	
	服薬支援	あり	介護サービス費に含む	
	生活リズムの記録（排便・睡眠等）	あり	介護サービス費に含む	
入退院のサービス	移送サービス	あり	介護サービス費に含む	
	入退院時の同行	あり	1時間2,000円（協力医療機関以外）	
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		
	入院中の見舞い訪問	なし		

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3) 介護保険自己負担額

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割から3割を負担していただきます。)

1単位の単価: 10.72円

	算定の有無	単位数	介護報酬額 (月額:円)	1か月あたりの自己負担(30日で計算)		
				1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1						
要支援 2						
要介護 1	あり	546	175,594	17,560	35,119	52,679
要介護 2	あり	614	197,462	19,747	39,493	59,239
要介護 3	あり	685	220,296	22,030	44,060	66,089
要介護 4	あり	750	241,200	24,120	48,240	72,360
要介護 5	あり	820	263,712	26,372	52,743	79,114
入居継続支援加算(Ⅰ)	なし	36				
入居継続支援加算(Ⅱ)	なし	22				
生活機能向上連携加算(Ⅰ) ※月額	なし	100				
生活機能向上連携加算(Ⅱ) ※月額	あり	200	2,144	215	429	644
個別機能訓練加算(Ⅰ)	なし	12				
個別機能訓練加算(Ⅱ) ※月額	なし	20				
ADL維持等加算(Ⅰ) ※月額	なし	30				
ADL維持等加算(Ⅱ) ※月額	なし	60				
夜間看護体制加算(Ⅰ)	なし	18				
夜間看護体制加算(Ⅱ)	あり	9	2,894	290	579	869
若年性認知症入居者受入加算	なし	120				
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	あり	100	1,072	108	215	322
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	なし	40				
口腔衛生管理体制加算 (地域密着型のみ)	なし	20				
口腔・栄養スクリーニング加算	なし	20				
科学的介護推進体制加算 ※月額	あり	40	429	43	86	129
退院・退所時連携加算 ※発生時	あり	30	322	33	65	97
退居時情報提供加算 ※発生時	なし	250				
看取り介護加算(Ⅰ)	なし	日数により変動				
看取り介護加算(Ⅱ)	あり	日数により変動				
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	なし	3				
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	なし	4				
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	あり	10	107	11	22	33
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	あり	5	54	6	11	17
新興感染症等施設療養費 ※発生時	なし	240				
生産性向上推進体制加算(Ⅰ) ※月額	あり	100	1,072	108	215	322
生産性向上推進体制加算(Ⅱ) ※月額	なし	10				
サービス提供体制加算(Ⅰ)	なし	22				
サービス提供体制加算(Ⅱ)	あり	18	5,789	579	1,158	1,737
サービス提供体制加算(Ⅲ)	なし	6				
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	あり		0	0	0	0

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬(月額)		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
				213,370	238,037	263,787	287,371	312,766
自己負担	1割負担			21,337	23,804	26,379	28,738	31,277
	2割負担			42,674	47,608	52,758	57,475	62,554
	3割負担			64,011	71,412	79,137	86,212	93,830

参考:高額介護(介護予防)サービス費(相当事業費)の利用者負担段階と利用者負担上限額(1か月あたり)

利用者負担段階		上限額(月額)
市町村民 税 課税世帯	課税所得690万(年収1,160万円)以上	140,000円(世帯)(※1)
	課税所得380万(年収770万円)以上～ 課税所得690万(年収1,160万円)未満	93,000円(世帯)(※1)
	課税所得380万(年収770万円)未満	44,400円(世帯)(※1)
市町村民税非課税世帯		24,600円(世帯)(※1)
・前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額 の合計が80万円以下 ・高齢福祉年金受給者		24,600円(世帯)(※1) 15,000円(個人)(※2)
生活保護を受給		15,000円(個人)(※2)

※1:介護保険サービスを利用した全世帯員の方の合計の上限額です。

※2:介護保険サービスを利用した本人の負担の上限額です。

(別添4) (加算の概要)

- ・個別機能訓練加算【短期利用(地域密着含む)は除く】
 - ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。
(理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)
 - ※はり師・きゅう師については理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上昨日訓練指導に従事した経験を有するものに限る。
 - ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のものが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。
- ・夜間看護体制加算Ⅰ【介護予防/外部サービス利用型を除く】
 - ①常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
 - ②夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保していること。
 - ③重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ・夜間看護体制加算Ⅱ【介護予防/外部サービス利用型を除く】
 - 夜間看護体制加算Ⅰの①及び③に該当すること。
 - 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ・協力医療機関連携加算【短期利用を除く】
 - ・協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。
 - ・協力医療機関が下記の①、②の要件を満たす場合
 - ①入所者等の病状が急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ・看取り介護加算【要支援と短期利用(地域密着含む)は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。
医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるよう支援していること。
- ・認知症専門ケア加算(Ⅰ)【短期利用(地域密着含む)は除く】
 - ・利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方が50%以上であること。
 - ・「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
 - ・事業所従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
- ・認知症専門ケア加算(Ⅱ)【短期利用(地域密着含む)は除く】
 - ・認知症専門ケア加算(Ⅰ)での内容をいずれも満たすこと。
 - ・「認知症介護指導者研修」を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をしていること。
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)以下のいずれかに該当すること。
 - ①前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。
 - ②勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - 前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
 - ①前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
 - ②介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
 - ③勤続年数7年以上の職員が占める割合が30%以上であること。
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ)
 - 別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出ている場合。

(加算の概要つづき)

- 科学的介護推進体制加算【短期利用/外部サービス利用型を除く】
 - 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出していること。
 - 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- ADL維持等加算Ⅰ【介護予防/短期利用/外部サービス利用型を除く】
 - 以下の要件を満たすこと。
 - イ 利用者等（当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。
 - ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、Barthel Index を適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
 - ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。
- ADL維持等加算Ⅱ【介護予防/短期利用/外部サービス利用型を除く】
 - ADL維持等加算（Ⅰ）のイとロの要件を満たすこと。
 - 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。
- 高齢者等感染対策向上加算Ⅰ
 - 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
 - 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等との連携し適切に対応していること。
 - 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
- 高齢者等感染対策向上加算Ⅱ
 - 診療報酬における感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
- 新興感染症等施設療養費
 - 入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回以上、連続する5日を限度として算定する。
 - ※現時点において指定されている感染症はない。
- 入居継続支援加算（Ⅰ）
 - 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。
 - 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
- 入居継続支援加算（Ⅱ）
 - 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の5以上100分の15未満であること。
 - 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
- 生活機能向上連携加算Ⅰ
 - 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士当夜医師からの助言を受けることが出来る体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。
 - 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。
- 生活機能向上連携加算Ⅱ
 - 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が訪問して行う場合に算定。
- 若年性認知症入居者受入加算
 - 別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして大阪市に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。）に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合。
- 栄養スクリーニング加算
 - 別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、大阪市長に届け出ている場合。

(加算の概要つづき)

- ・生産性向上推進体制加算Ⅰ【外部サービス利用型を除く】
 - ・(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。
 - ・見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。
 - ・職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。
 - ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
 - (※1)業務改善の取組による効果を示すデータ等について
 - ・(Ⅰ)において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
 - ア 利用者のQOL等の変化(WHO-5等)
 - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
 - ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
 - エ 心理的負担等の変化(SRS-18等)
 - オ 機器の導入による業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の変化(タイムスタディ調査)
 - ・(Ⅱ)において求めるデータは、(Ⅰ)で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
 - ・(Ⅰ)における業務改善の取組による成果が確認されていることは、ケアの質が確保(アが維持又は向上)された上で、職員の業務負担の軽減(イが短縮、ウが維持又は向上)が確認されることをいう。
 - (※2)見守り機器等テクノロジーの要件
 - ・見守り機器等テクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
 - ア 見守り機器
 - イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
 - ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。)
 - ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に配置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。
- ・生産性向上推進体制加算Ⅱ【外部サービス利用型を除く】
 - ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動継続的にやっていること。
 - ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
 - ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
- ・退去時情報提供加算【短期利用/外部サービス利用型を除く】
 - ・医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。
- ・退院・退所時連携加算
病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位するを加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に該当指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。